

令和6（2024）年1月10日
同月15日改訂
同年6月3日QA追加
同年8月28日QA追加
同年11月27日QA追加
令和7（2025）年3月19日QA追加

医療法人社団成優会の破産手続に関するQ&A

破産者 医療法人社団成優会
破産管財人弁護士 小野塚 格

【1 医療法人社団成優会について】

Q1-1 医療法人社団成優会という名前に心当たりがないのですが。

A1-1 成優会は、新宿の歌舞伎町（東京都新宿区歌舞伎町1-5-4）で「あーす新宿歯科」及び「あーすマウスピース矯正 Lab」を運営していた医療法人社団です。

【2 手続関係】

Q2-1 破産手続とはどのような手続ですか。

A2-1 破産手続とは、裁判所の管理下において、支払不能に陥った債務者（本件では医療法人社団成優会。以下「破産者」といいます。）の債務を整理する手続です。これまでの代表者に代わり、裁判所が選任した破産管財人が、中立・公正な立場で、破産者の資産を管理し、換価・回収を行います。

Q2-2 破産管財人とは何者ですか。

A2-2 破産管財人は、裁判所から選任されて破産手続を遂行する破産者とは独立した第三者であり、破産者の代理人でも、特定の債権者の代理人でもありません。

本件では私（小野塚 格）が破産者の破産管財人に選任されました。

Q2-3 今後の手続について教えてください。

A2-3 破産管財人は、中立・公正の立場から、破産会社の資産や債権の調査等を行い、破産会社の資産を処分・換価し、破産管財業務に必要な費用や租税・社会保険料等の優先的な債権を支払った後、なお残余があれば、各破産債権者の有する債権額に応じて平等に分配（配当）することになります。

この分配（配当）手続に参加するためには、債権届出書を提出する必要がありますが、本件については、破産手続開始申立時点において判明している破産会社の資産が乏しく、破産債権者の皆様に対する配当を実施できる目途が立っていないため、裁判所の決定により、破産債権の届出・調査を留保する取扱いとなっています。そのため、債権届出書を破

産債権者の皆様には送付しておりません。配当を実施できるだけの破産財団を形成できた場合に限り、裁判所より破産債権者の皆様に債権届出書が送付され、また、本 HP 及び郵送にて債権届出に関するご案内を差し上げます。

以上のとおり、現時点では、破産債権者の皆様において何らかの対応が必要な事項はありません。

Q2-4 配当の見込みについて教えてください。

A2-4 QA2-3 のとおり、現時点で配当の見込みは立っておりません。

なお、他の破産事件において、破産管財人または破産会社を名乗る者から、お金を支払えば、優先して配当を受けることができるなどの電話勧誘が行われた事例が生じています。破産管財人等から債権者の皆様に対して、配当の実施にあたり、金銭のお支払いを要求することはありませんので、ご注意下さい。

Q2-5 配当を実施できるだけの破産財団を形成できなかった場合にはどうなるのですか。

A2-5 配当を実施できるだけの破産財団を形成できなかった場合、破産管財人は、本破産手続を廃止（終了）すべき旨の申立てをし、裁判所は、その申立てを受けて破産手続を廃止するか否かを決定します。破産手続が廃止となった場合には、破産債権者の皆様に対する配当は実施されず、本破産手続は終了します。

Q2-6 破産手続開始日時、係属裁判所、第1回債権者集会の日時を教えてください。

A2-6 以下のとおりとなります。

破産手続開始日時 令和6（2024）年1月10日午後5時

係属裁判所 東京地方裁判所

事件番号 令和5年（フ）第8152号

第1回債権者集会 令和6（2024）年5月27日午後2時

東京地方裁判所中目黒庁舎103債権者集会室

なお、債権者集会にご出席されなくても、破産手続において不利に扱われることは一切ありません。

Q2-7 第1回債権者集会に出席できなかったのですが、どうなりましたか。

A2-7 債権者集会は続行となりました。なお、現時点でも配当の目処は立っておりません。次の債権者集会期日は以下のとおりです。

第2回債権者集会 令和6（2024）年8月26日午後3時30分

東京地方裁判所中目黒庁舎103債権者集会室

なお、債権者集会にご出席されなくても、破産手続において不利に扱われることは一切ありません。

（令和6（2024）年6月3日追加）

Q2-8 第2回債権者集会に出席できなかったのですが、どうになりましたか。

A2-8 債権者集会は続行となりました。なお、現時点でも配当の目処は立っておりません。次回の債権者集会期日は以下のとおりです。

第3回債権者集会 令和6（2024）年11月26日午後3時30分

東京地方裁判所中目黒庁舎集会室

なお、債権者集会にご出席されなくても、破産手続において不利に扱われることは一切ありません。

（令和6（2024）年8月28日追加）

Q2-9 第3回債権者集会に出席できなかったのですが、どうになりましたか。

A2-9 債権者集会は続行となりました。なお、現時点でも配当の目処は立っておりません。次回の債権者集会期日は以下のとおりです。

第4回債権者集会 令和7（2025）年3月18日午後2時30分

東京地方裁判所中目黒庁舎集会室

なお、債権者集会にご出席されなくても、破産手続において不利に扱われることは一切ありません。

（令和6（2024）年11月27日追加）

Q2-10 第4回債権者集会に出席できなかったのですが、どうになりましたか。

A2-10 債権者集会は続行となりました。なお、現時点でも配当の目処は立っておりません。次回の債権者集会期日は以下のとおりです。

第5回債権者集会 令和7（2025）年6月23日午後3時30分

東京地方裁判所中目黒庁舎集会室

なお、債権者集会にご出席されなくても、破産手続において不利に扱われることは一切ありません。

（令和7（2025）年3月19日追加）

【3 お問い合わせについて】

Q3-1 破産者に確認したいことがあります。どこに連絡すれば良いですか。

A3-1 QA2-2記載のとおり破産管財人は、裁判所から選任されて破産手続を遂行する破産者とは独立した第三者であり、破産者の代理人ではありません。破産者に対するご質問・ご意見等については、以下の破産者代理人までご連絡ください。

【破産者代理人】

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-8-14 麹町YKビル2階

東京ミレニアム法律事務所 藤田智弘弁護士、末次茂雄弁護士

03-6272-5169 対応窓口時間：9：30～17：30（平日のみ）

Q3-2 破産手続について確認したいのですが、どこに連絡すれば良いですか。

A3-2 本件は、約3000名の破産債権者が存在する可能性があり、お問い合わせに直ちに対応することが困難な状況にあります。破産手続に関することは、原則として郵送または本ホームページに掲載する方法によりご連絡申し上げますので、まずは郵送物及び本ホームページを良くご確認ください。

破産手続の進行等に関するお問い合わせは、以下の【お問い合わせメール】又は【コールセンター】にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、限られた人員・回線で対応させていただいておりますため、電話がつながりにくい場合、回答までに時間を要する場合、本ホームページのQ&Aへの掲載により回答に代えさせていただく場合があることをご理解いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせメール】 earth_info@m-i-i-law.com

メールには、ご自身の①氏名・②患者か否かの別・③連絡先（電話番号及びメールアドレス）・④お問い合わせ事項をご記載ください。

【コールセンター】 03-6864-3043

ご連絡の際には、ご自身の①氏名・②患者か否かの別・③連絡先（電話番号及びメールアドレス）・④お問い合わせ事項をお伝えください。

（令和6（2024）年1月15日改訂）

Q3-3 郵送物が届かないのですが、どうすれば良いですか。

A3-3 破産者が認識している破産債権者の皆様に対しましては、「破産手続開始通知書」、「債権者集会のご案内」及び「破産管財人からのご案内」が郵送されます。

令和6（2024）年1月末日頃までに郵送物が届かない場合には、破産者が債権者と認識していないか、把握している住所等が不正確である可能性があります。その場合は、破産管財人において確認いたしますので、以下の【お問い合わせメール】又は【コールセンター】にご連絡くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせメール】 earth_info@m-i-i-law.com

メールには、ご自身の①氏名・②連絡先（住所、電話番号及びメールアドレス）・③郵送物が届かない旨をご記載ください。

【コールセンター】 03-6864-3043

ご連絡の際には、ご自身の①氏名・②連絡先（住所、電話番号及びメールアドレス）・③郵送物が届かない旨をお伝えください。

（令和6（2024）年1月15日改訂）

以上